

政府原子力災害現地対策本部ニュースレター

第8号 平成23年 6月14日

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故のために、現在避難または避難の準備をされている皆様には、大変な御不便・御心配をおかけしております。

原子力発電所事故に関連する情報について、このニュースレターでできるだけわかりやすくご紹介するよう心がけております。今回は、原子力被災者への対応に関する国の取組方針、中小企業向け仮払補償の受付についてまとめました。

原子力被災者への対応に関する当面の取組方針

5月17日に開催された原子力災害対策本部において、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」とそのロードマップが決定されました。原子力災害の被災者の方々に対する生活支援について、政府として、以下の取組事項などを最後まで責任をもって対応していくこととお示ししております。

原子力発電所事故の 事態収拾に向けた 取組

- 7月中旬を目途に、ステップ1(放射線量が着実に減少傾向)を達成。ステップ1から、3～6カ月程度でステップ2(放出が管理され、放射線量を大幅に抑制)を達成

避難区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域に係る取組

- 8月前半までに必要なすべての応急仮設住宅を確保
- 一時立入、乗用車の持出を順次実施
- ステップ2が終了次第、速やかに区域解除の検討、実施

被災住民の 安心・安全の確保

- 住民の健康調査、健康管理の実施
- 放射線のモニタリングの強化
- 校庭等の放射線量の低減策の実施

雇用の確保、 農業・産業、被災地方 公共団体への支援

- 失業手当の拡充や事業者の雇用維持の支援
- 雇用創出基金による雇用の創出
- 中小企業向け長期・無利子融資の実施
- JA・JFのつなぎ融資への保証
- 被災地方公共団体への支援

被災者・被災事業者 等への賠償

- 4月より紛争審査会を開催
- 7月までに中間指針のとりまとめ
- 避難住民、事業者に対する仮払いの実施

ふるさとへの帰還に 向けた取組

- 土壌等の除染・改良手法の研究・実施
- 地域の活力の再生、復興策の検討

※取組方針とロードマップの詳細については、首相官邸ホームページに掲載しております。

http://www.kantei.go.jp/saigai/genpatsum_houshanou.html

東京電力による仮払補償金の支払い

避難等が指示された地域にお住まいの世帯の方々に対しては、東京電力から「仮払補償金」の支払いが行われているところです。このたび、6月1日から、**中小企業に対する仮払補償についても請求受付が開始されました。**

<仮払い対象>

- 避難区域等において被害を受けた中小企業

※警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等の政府による避難等の指示があった区域に事業所を有する中小企業が該当します。

<仮払い金額>

- 粗利額(平成23年3月12日から5月末日までの相当分)の2分の1(上限は250万円)
※粗利額(売上金額から売上原価を控除した金額)は、過去の実績額を基に算出します。

<必要書類>

- 仮払いの請求にあたっては、「仮払補償金請求書」を記入の上、以下の書類を添付する必要があります。
 - ① 粗利額を証明する書類
 - ② 避難区域等において平成23年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する書類等
 - ③ 商業登記簿謄本(法人)又は事業主の身分証明書(個人)
※①が提出されない場合でも、②及び③の提出があれば、20万円の仮払いが受けられます。

具体的な手続きのご相談は、東京電力福島原子力補償相談室まで
(コールセンター) 0120-926-404
受付時間 毎日(土日含む) 9:00~21:00

※「仮払補償金請求書」は、上記の相談室に問い合わせれば入手できます。
インターネットをご利用の方は、東京電力のHP<<http://www.tepco.co.jp/>>よりダウンロードして、利用することもできます。

※福島県商工会連合会においても、以下の相談窓口を設けています。
「中小企業一時仮払い相談室」0120-008-803 毎日 9:00~17:30

農林漁業者 の方々

農林漁業者の方々が被った政府等による出荷制限指示等に係る損害については、東京電力が5月31日より仮払補償金として支払いを開始しています。関係団体にてとりまとめているので、ご所属の団体または上記の東京電力コールセンターまでお問い合わせ下さい。

(御参考) いろいろな問題に関する御相談窓口一覧

○原子力事故及び放射線安全に関する御相談

原子力安全・保安院	電話 03-3501-1505	受付 8:00~22:00
原子力安全広報課	03-3501-5890	

○放射線に関する御相談

(独)日本原子力研究開発機構	電話 0120-755-199	受付10:00~21:00
(独)放射線医学総合研究所	電話 043-290-4003	受付 9:00~21:00
福島県相談窓口	電話 024-521-8127	受付 8:30~21:00

○医療機関に関する御相談

福島県 地域医療課	電話 024-521-7221	受付 8:30~17:15
-----------	-----------------	---------------

○医薬品に関する御相談

福島県 薬務課	電話 024-521-7232	受付 8:30~17:15
---------	-----------------	---------------

○農林水産業(流通、営農、資金など)に関する御相談

農林水産業の被害相談窓口	電話 0120-355-567	平日 8:30~22:30 土日祝9:30~17:00
水産庁水産業復興プロジェクト支援チーム	電話 03-6744-0508	平日 9:00~19:00
福島県 農林企画課	電話 024-521-7319	受付 8:30~21:00

○被災者の住宅に関する相談

住宅金融支援機構(低利融資)	電話 0120-330-712	平日 9:00~17:00
福島県 土木部建築住宅課	電話 024-521-7698	受付 8:30~20:00

○教育に関する相談

福島県 教育総務課	電話 024-523-1710	受付 8:30~17:15
-----------	-----------------	---------------

○経営・労働等に関する相談

中小企業電話相談ナビダイヤル	電話 0570-064-350	受付 9:00~17:30
福島県 団体支援課	電話 080-2807-7017	受付 8:30~17:15

○公害(水、大気、土壌)に関する御相談

福島県 水・大気環境課	電話 024-521-7256	受付 8:30~17:15
-------------	-----------------	---------------

○避難されている方へ

双葉郡支援センター	電話 0120-006-865	受付 8:00~22:00
福島県警戒区域一時立入受付センター	電話 0120-208-066	受付 8:00~22:00

ラジオ番組「守ります！福島 ～政府原子力被災者生活支援チームQ&A～」

福島原子力発電所に関する不安や、避難されている皆様の生活支援に関する疑問・質問にお答えする番組を放送しています。メールやFAXで皆様からの御質問を受け付けております。ご活用下さい。

ラジオ福島(月～金 14:20～14:30、土 17:15～17:25、日18:20～18:30) FAX 024-535-3451

ふくしまFM(月～木 17:10～17:20、金 18:30～18:40、土日14:55～15:00) FAX 024-991-9800

※ラジオ福島(<http://www.rfc.jp>)、ふくしまFM(<http://www.fmf.co.jp/>)のホームページでも聴取可能です